改正後

陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則

目次

第一章　陸上総隊司令部（第一条―第二十七条）
第二章　方面総監部（第二十八条―第五十六条）
第三章　師団司令部及び旅団司令部（第五十七条―第七十五条）
第四章　雑則（第七十六条）
附則

第一章　陸上総隊司令部

（幕僚長）

第一条　幕僚長は、陸上総隊司令官の命を受け、参事官の職務、部務並びに報道官、医務官、監察官及び法務官の職務を統制する。

（参事官）

第二条　陸上総隊司令部に、参事官一人を置く。

2　参事官は、事務官をもつて充てる。

3　参事官は、陸上総隊司令官の命を受け、陸上総隊司令部の所掌事務の適正かつ円滑な遂行を図る見地から、関係機関との連絡及び協力に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに陸上総隊司令部の事務に関し必要な調整を行う。

（部）

第三条　陸上総隊司令部に、次の五部を置く。

総務部
情報部
運用部
後方運用部
日米共同部

（総務部の分課）

第四条　総務部に、次の三課を置く。

総務課
人事課
会計課

（総務課）

第五条　総務課においては、次の事務をつかさどる。

一　陸上総隊司令官の官印及び陸上総隊司令部印の保管に関すること。

二　公文書の認証、接受、発送、編集及び保存に関すること（情報第一課、防衛課、後方運用課及び日米共同部の所掌に属するものを除く。）。

三　文書の審査（法務官の所掌に属するもの及び部隊の行動に関するものを除く。）及び進達（部隊の行動に関するものを除く。）に関すること。

四　各部、報道官、医務官、監察官及び法務官の事務の連絡調整に関すること。

五　業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手続並びに業務計画の実施の検討に関すること。

改正前

方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則

目次

第一章　方面総監部（第一条―第三十一条）
第二章　師団司令部及び旅団司令部（第三十二条―第四十九条）
第三章　中央即応集団司令部（第五十条―第六十九条）
第四章　雑則（第七十条）
附則

［章を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］